



平成27年9月25日

各 位

会社名 株式会社大盛工業
代表者名 代表取締役社長 関 忠 夫
(コード番号1844 東証第二部)
問合せ先 総務部長 佐藤幸子
(TEL. 03-3627-3221)

第49回定時株主総会の付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、平成27年10月27日開催予定の当社第49回定時株主総会に、定款の一部変更を含む9議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会付議議案

- 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 株式併合の件
- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
- 第9号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行内容設定の件

2. 各議案の概要

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

平成27年9月11日に開示しております「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

第2号議案 剰余金の処分の件

平成27年9月11日に開示しております「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」及び「剰余金の処分（配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

第3号議案 株式併合の件

平成27年9月25日に開示しております「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」（株式併合に係る変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更）をご参照ください。

第4号議案 定款一部変更の件

平成27年9月25日に開示しております「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」（株式併合に係る変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更）をご参照ください。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役6名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発生するものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、平成27年9月25日に開示しております「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発生するものといたします。監査等委員である取締役候補者は、平成27年9月25日に開示しております「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成4年10月開催の第26回定時株主総会においてご承認いただきました月額13,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）となっておりますが、月額の報酬限度額を廃止し、また、近時の経済情勢の事情を考慮し、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたしたいと存じます。月額の限度額を廃止いたします理由は、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションを年1回付与しており、付与月の報酬限度額を弾力化するためであります。

なお、現在の取締役は6名ですが、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第4号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額を、近時の経済情勢の事情も考慮し、年額50,000千円以内といたしたいと存じます。

なお、第4号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第4号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

第9号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行内容設定の件

当社は、平成25年10月25日開催の当社第47回定時株主総会におきまして、役員報酬制度の見直しにより、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入し、ストック・オプションとして付与する新株予約権の報酬額を、常勤取締役につきましては、月額13,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、年額156,000千円以内、常勤監査役につきましては、月額1,700千円以内、年額20,400千円以内という報酬限度額の範囲内でご承認いただき今日に至っておりますが、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査役会を廃止して、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、第5号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案の承認可決を条件として、ストック・オプションとしての新株予約権の報酬額を、常勤取締役（監査等委員であるものを除く。）につきましては、年額200,000千円（ただし、使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内、監査等委員である常勤取締役につきましては、年額50,000千円の報酬限度額の範囲内と改定いたしたいと存じます。

なお、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと、常勤取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名、監査等委員である常勤取締役は1名となります。

以上